

(平成28年4月1日版)

# 教員免許更新の手引

石川県教育委員会事務局教職員課

## ＜目次＞

1	教員免許更新制の概要	1
2	旧免許状所持者の更新手続の流れ	2
3	資料1 更新講習修了確認の義務付け	3
4	資料2 最初の修了確認期限	4
5	資料3 免許状更新講習	6
6	資料4 更新講習の受講免除	11
7	資料5 修了確認期限の延期	13
8	資料6 免許状の失効	17
9	資料7 旧免許状と新免許状の主な相違点	18
10	資料8 参考資料	22

### 注意事項

- 1 本冊子は、冊子の利用者による円滑な更新手続を図るため、冊子の利用者に不利益を生じさせない範囲において、一部の法律上の用語や概念を一般的なものに置き換えて説明しております。
- 2 教員免許事務は各都道府県が国の法令とそれぞれの条例・規則に基づいて行います。本冊子は、石川県における教員免許更新制の運用について説明したものですので、あらかじめご了承ください。
- 3 本冊子は、平成21年3月1日現在の関係法令及びその文部科学省の解釈を踏まえて作成しており、今後の法令改正等によって内容が変更される場合があります。

### 免責事項

- 1 本冊子に掲載されている情報の正確さには万全を期していますが、石川県教育委員会は利用者が本冊子の情報を用いて行う一切の行為について、一切の責任を負わないものとします。
- 2 石川県教育委員会は、本冊子を利用したことにより発生した損害及び利用者が第三者に与えた損害については、一切の責任を負わないものとします。

## 教員免許更新制の概要

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制（以下「更新制」といいます。）が施行されました。

更新制の要点は、次のとおりです。

- 1 更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけ、資質、能力の刷新を図ることです。
- 2 平成21年4月1日以降に新たに授与された<sup>\*1</sup>普通免許状及び特別免許状（以下「新免許状」といいます。）に有効期間が付されます。有効期間を更新するためには、一定期間ごとに免許状更新講習<sup>\*2</sup>（以下「更新講習」といいます。）の課程を修了し、免許管理者<sup>\*3</sup>に有効期間更新の申請手続をする必要があります。
- 3 制度施行前（平成21年3月31日以前）に授与された普通免許状及び特別免許状（以下「旧免許状」といいます。）に有効期間は付されておりませんが、教育職員等<sup>\*4</sup>は一定期間ごとに更新講習の課程を修了し、免許管理者に更新講習を修了した旨の確認（以下「更新講習修了確認」といいます。）を受けなければならない義務が生じます。
- 4 免許状の有効期間を更新しなかった（旧免許状においては更新講習修了確認を受けなかった）場合は、所持する免許状が失効します。  
免許状は教育職員の任用資格であるため、所持する免許状が失効した教育職員は、教育職員の身分を失います。

---

**\*1新たに授与された** 旧免許状を所持していない方が、平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合、有効期間付きの新免許状となります。なお、旧免許状を所持している方が平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合、有効期間が付されていない旧免許状となります。

**\*2免許状更新講習** 文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習を指します。

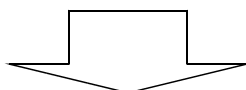
**\*3免許管理者** 教育職員等は勤務地の都道府県教育委員会、教育職員等以外は住所地の都道府県教育委員会を指します。

**\*4教育職員等** 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、公立学校教員経験者のうち教育委員会若しくは地方公共団体に勤務する方、教育職員経験者で文部科学省若しくは国立教育政策研究所に勤務する調査官等のうち学校教育又は社会教育に係る専門的な指導・助言を行っている方を指します。

## 旧免許状所持者の更新手続の流れ

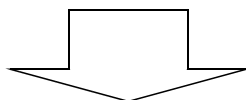
この頁では、旧免許状を所持する現職教員等が修了確認期限<sup>\*1</sup>を更新する場合の手続を示します。

- 1 「更新講習修了確認が義務付けられる方」に該当するかを資料1により確認します。  
該当する場合は、最初の修了確認期限がいつになるかを資料2により確認します。



- 2 修了確認期限の2年2月前～2月前の間に、大学などが開設する更新講習を30時間以上履修<sup>\*2</sup>することにより、その課程を修了<sup>\*3</sup>します（資料3参照）。  
なお、受講にあたっては、ご自身で文部科学省のホームページ等で更新講習の開設状況を確認し、受講を希望する講習の開設先に対して申込手続をしてください。

※ 免許状を所持する方によっては、更新講習の受講免除対象者（資料4参照）や修了確認期限の延期ができる方（資料5参照）に該当します。  
該当者は免許管理者に申請することにより制度が適用されます。（自動的に適用されません。）



- 3 修了確認期限の2月前までに、免許管理者に対して更新講習修了確認申請又は更新講習の受講免除者であることの認定申請（以下「認定申請」といいます。）をすることにより修了確認期限の更新を受けます。  
なお、修了確認期限を延期する事由がある方のうち、延期を希望する方は、修了確認期限の延期申請（以下「延期申請」といいます。）をすることにより、修了確認期限の延期を受けます。（免許管理者への申請書類は資料8参照）。  
免許管理者に上記の申請をしないまま修了確認期限を経過した場合は、免許状が失効します。  
免許状の失効を防ぐため、可能な限り更新講習受講期間の1年目にその課程を修了し、申請手続を済ませてください。  
(なお、申請時期の早い遅いに関わらず、次回の修了確認期限は同一日<sup>\*4</sup>となります。)

\*1修了確認期限 30時間以上の更新講習を修了したことを免許管理者が確認する期限を指します。

\*2履修 30時間以上の更新講習の一部の課程を終えた場合をいいます。

\*3修了 30時間以上の更新講習の全部の課程を終えた場合をいいます。

\*4次回の修了確認期限 当該修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日です。

## 更新講習修了確認の義務付け

## 1 更新講習修了確認が義務付けられる方について

旧免許状を所持する方のうち、以下の(1)、(2)又は(3)の職にある方は、更新講習修了確認が義務付けられます。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（以下「学校」といいます。）に勤務する方のうち、以下の職にある方

校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、常勤講師、非常勤講師

※ なお、上記の職にある方が、兼務又は併任により学校以外の機関に勤務している場合であっても、更新講習修了確認が義務付けられます。

- (2) 公立学校教員経験者<sup>\*1</sup>のうち、石川県教育委員会又は石川県内の市町教育委員会（以下「県市町教育委員会」といいます。）の要請により<sup>\*2</sup>、以下のア又はイに勤務する方

ア 県市町教育委員会

イ 石川県若しくは石川県内の市町の首長部局

- (3) 教育職員経験者で文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官等のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導・助言を行っている方

## 2 更新講習修了確認が義務付けられない方について

旧免許状を所持する方のうち、上記1に掲げる以外の方は、更新講習修了確認が義務付けられません。これらの方が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合、所持する免許状が失効することはありませんが、そのままでは教育職員になることができない免許状となります。（効力回復措置については、資料6を参照。）

したがって、免許状を所持する方のうち、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員<sup>\*3</sup>、養護職員<sup>\*4</sup>など更新講習を受講できる方（資料3参照）で、免許状の効力を維持したい方は、修了確認期限までに更新講習修了確認を受ける必要があります。

\*1公立学校教員経験者 公立学校の教育職員として任命されたことがある方を指します。

\*2要請により 人事異動により勤務することとなった方を指します。したがって、職歴として教育職員を経験した方が、地方公共団体の競争試験を通過して県市町教育委員会又は石川県若しくは石川県内の市町の首長部局に勤務している場合は除かれます。

\*3学校栄養職員 栄養教諭以外の方で、学校の栄養士（技術職員）等として任用されている方を指します。

\*4養護職員 養護教諭・養護助教諭以外の方で、学校において養護を担当する職員（養護技師等）として任用されている方を指します。

## 最初の修了確認期限

最初の修了確認期限は、栄養教諭免許状以外の旧免許状を所持する方について、以下のとおり設定されます。

旧免許状所持者の生年月日	最初の修了確認期限	更新講習受講・申請手続期間
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～ 平成23年1月31日
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～ 平成24年1月31日
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日 ～ 平成25年1月31日
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日 ～ 平成26年1月31日
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日 ～ 平成27年1月31日
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～ 平成28年1月31日
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～ 平成29年1月31日
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～ 平成30年1月31日
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～ 平成31年1月31日
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日 ～ 平成32年1月31日

※ 生年月日が昭和30年4月1日以前で旧免許状を所持する方は、更新制の対象外です。更新講習修了確認が義務付けられる方（資料1参照）に該当する場合でも、更新制の施行前と同様、所持する免許状は終身有効です。

ただし、平成21年3月31日までに栄養教諭免許状の授与を受けた場合は、生年月日が昭和30年4月1日以前の方であっても、更新制の対象となります。

栄養教諭免許状は平成16年度に創設された新しい免許状であることが配慮され、平成21年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された方は、生年月日ではなく、栄養教諭免許状の授与年月日により修了確認期限等が割り振られます。

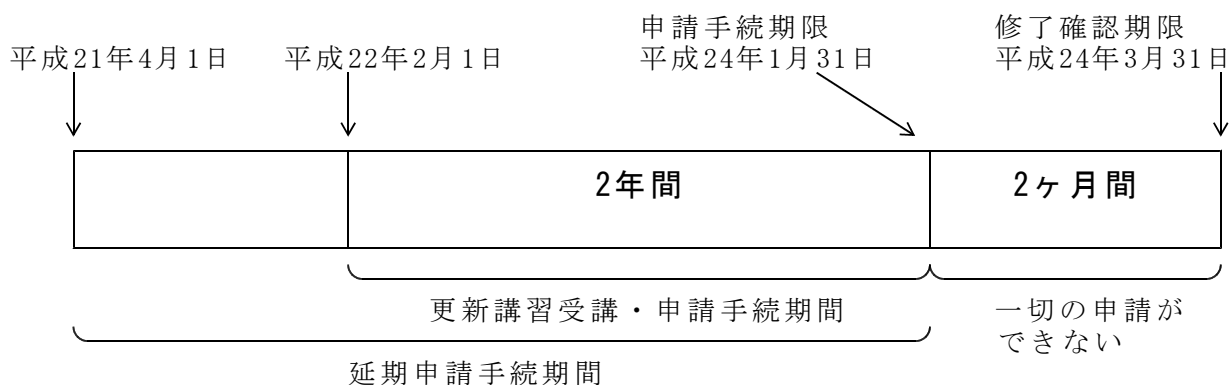
栄養教諭免許状の授与を受けた日	最初の修了確認期限	更新講習受講・申請手続期間
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～ 平成28年1月31日
平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～ 平成29年1月31日
平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～ 平成30年1月31日
平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～ 平成31年1月31日

### 更新講習修了確認に関する注意点

免許状の効力を維持するためには、生年月日又は栄養教諭免許状の授与年月日に応じて割り振られた更新講習受講・申請手続期間内に更新講習の課程を修了し、免許管理者の確認を受ける必要があります。

例えば、生年月日が昭和41年4月2日である、栄養教諭以外の普通免許状を所持する方の場合、修了確認期限は平成24年3月31日、更新講習受講・申請手続期間は平成22年2月1日から平成24年1月31日であり、平成24年2月1日以降は更新講習修了確認を受けることができません。

なお、法令上、延期申請は平成21年4月1日から可能ですので、この方の延期申請手続期間は平成21年4月1日から平成24年1月31日となります。



## 免許状更新講習

### 1 更新講習を受講できる方

更新講習を受講できる方(以下「受講対象者」といいます。)は、普通免許状又は特別免許状を有する方のうち、次の(1)～(10)のいずれかに該当する方に限られます。

- (1) 更新講習修了確認が義務付けられる方(資料1参照)  
(ただし、指導改善研修中の方を除く。)
- (2) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- (3) 教育職員経験者のうち、独立行政法人科学技術振興機構又は独立行政法人国立青少年教育振興機構に勤務する方
- (4) 学校教育法施行規則第150条第3号の規定により文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- (5) 少年院法第1条に規定する少年院において同法第4条第1項各号に掲げる教科を担当する職員
- (6) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科の教員
- (7) 教育職員採用内定者
- (8) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時的任用(又は非常勤)講師リストに登載されている方
- (9) 過去に教育職員であった方のうち、教育職員となることを希望する方
- (10) 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)、認可保育所又は幼稚園を設置している者が設置する保育所に勤務している保育士(現職に限る。)

### 2 受講対象者であることの証明

更新講習を受講する際には受講対象者であることを証明する必要があります。

具体的には、受講対象者は、大学等の更新講習開設機関に提出する受講申込書の証明欄に受講対象者であることの証明(公印)を受け、写真欄に顔写真を貼付して、開設機関へ申し込むことになります。

証明者については、資料8を参照してください。

### 3 更新講習の開設機関

更新講習を開設することのできる機関は次のとおりです。

- (1) 大学及び大学共同利用機関  
更新講習は大学を中心として開設されます。したがって、多くの方は大学で更新講習を受講することになります。
- (2) 指定教員養成機関
- (3) 都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会及び中核市教育委員会
- (4) 文部科学大臣が指定する法人(独立行政法人、公益法人など)



## 4 更新講習の実施形態

更新講習は長期休業期間中や土日を中心として開講されます。また、一部の大学は、通信・インターネットや放送など、受講しやすい形態でも開設しております。

## 5 更新講習受講時のサービス上の取扱

文部科学省は、公立学校教員について、長期休業期間等、授業に支障がない時間に更新講習を受講する場合は、職務専念義務を免除する取扱が適当であるとの見解を示しております。

## 6 更新講習の内容

### (1) 更新講習の内容

更新講習の内容は大きく3つに分けられます。

#### ア 必修領域

全ての受講者が受講する講習です。「国の教育施策や世界の教育の動向」、「教員としての子ども観、教育観等についての省察」などを内容とします。

#### イ 選択必修領域

受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する講習です。「学校を巡る近年の状況の変化」、「学習指導要領の改訂の動向等」などを内容とします。

#### ウ 選択領域

受講者が任意に選択して受講する講習です。「幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題」を内容とします。

### (2) 更新講習の課程

旧免許状を所持する方が更新講習の課程を修了するためには、必修領域を6時間以上、選択必修領域を6時間以上、選択領域を18時間以上、合計で30時間以上を履修する必要があります。(新免許状を所持する方については、資料7を参照してください。)

必修領域は6時間単位で、選択必修領域は6時間単位で、選択領域は6～18時間の範囲で開設者が設定した時間を単位として開設されます。

### (3) 更新講習の受講イメージ

次に、更新講習の受講イメージを説明します。

更新講習は主に大学が開設します。受講する際には、文部科学省のホームページ等で全国の更新講習開設状況を確認し、講習の選択や受講料の支払などをご自身で行うことになります。

なお、更新講習の受講先は、卒業した大学や教職課程を履修した大学に限らず、全国の大学から選択することができます。

更新講習の開設の例としては、次のようなものが考えられます。

### A大学

領域	講座名	時間数	開設日
選択領域	救急活動講座（養護教諭対象）	6時間×1日	5～7月の土・日
	食育の指導法（栄養教諭対象）	6時間×2日 （セットで開講）	7・9月の土・日
	小学校での英語教育講座 （小学校に勤務する教諭を対象）	6時間×1日	12月第1～4週の 土・日・祝
	発達障害への対応 （特別支援学校に勤務する教諭 を対象）	6時間×3日 （セットで開講）	8月第1～4週の 月～水、木～土

### B大学

領域	講座名	時間数	開設日
必修領域	教育の最新事情	6時間×1日	5月第2週の日
選択必修領域	学習指導要領の改訂の動向	6時間×1日	8月第1週の土
選択領域	幼児教育に関する先端研究 （幼稚園に勤務する教諭を対象）	6時間×2日 （セットで開講）	5月第2週の土・日
	小学校算数の研究 （小学校に勤務する教諭を対象）	6時間×1日	8月第1～4週の 月、水、金

## C大学

領域	講座名	時間数	開設日
必修領域	教育の最新事情	6時間×1日	5月第3週の日
選択必修領域	学校を巡る近年の状況の変化	6時間×1日	8月第3週の金
選択領域	小学校体育の指導法 (小学校に勤務する教諭を対象)	6時間×1日	5～7月の 土、日、祝
	化学に関する最新の研究成果 (中学校又は高等学校に勤務する教諭を対象)	6時間×3日 (セットで開講)	8月第1～4週の 月～水、木～土
	教育相談・生徒指導の理論と 方法 (教諭対象)	6時間×2日 (セットで開講)	11月第1～4週の 土 ・ 日

## 通信制大学

必修領域、選択必修領域及び選択領域を5月1日～6月15日までの期間に毎日放送する。

試験は、7月第1～4週の土曜日に〇〇県△△大学で実施する。

上記のように、開設者によって、開講する領域、内容、開催日等は様々です。

例えば、小学校教諭は、5月第2週の土・日にB大学で「教育の最新事情」及び「学習指導要領の改訂の動向」を、7月第4週の土曜日にC大学で「小学校体育の指導法」を、8月第1週の金曜日にB大学で「小学校算数の研究」を、12月第1週の日曜日にA大学で「小学校での英語教育講座」をそれぞれ履修し、更新講習の課程を修了するというイメージです。

旧免許状を所持する方の場合、選択領域を「職」に応じて受講する必要があります。例えば、教諭（特別支援学校教諭を含む）の「職」にある場合は教諭を、養護教諭の「職」にある場合は養護教諭を、栄養教諭の「職」にある場合は栄養教諭を受講対象者とする選択領域を履修することが必要です。

なお、選択領域において「職」は、教諭、養護教諭、栄養教諭の3種類に区分されているため、例えば教育委員会に勤務する職員、主幹教諭、講師などの職にある方は、厳密には対応する「職」に応じた講習を履修できません。この場合は、所持している免許状の種類や実際に担当している内容と関連が深い講習を履修してください。

選択領域は、職に応じて受講することが必要なほか、履修について法令上の定めはありません。例えば中学校の保健体育の免許状を所持する教諭が、特別支援学校に勤務する教諭を対象とした講習を履修した場合でも、必要な選択領域を履修したことになりますが、なるべく所持している免許状や担当している内容に応じて講習を履修してください。

なお、開設者によっては、講習内容に対応する免許状を所持していることを受講資格としている場合があります。

## **7 更新講習の履修認定**

更新講習では、試験（筆記、口述、実技等）により、適切な理解が得られていることが認められた場合（60点以上を取得した場合）に履修が認定されます。

認定試験は、講習ごとに行われますので、受講した講習の数に応じて受験していただくことになります。

## **8 選択必修領域導入に伴う経過措置について**

選択必修領域導入（平成28年4月1日）より前に、改正前の必修領域を12時間以上履修し、その認定を受けた場合、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。（改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたとみなします。）

また、改正前の選択領域を履修し、その認定を受けた場合、改正後の選択領域について同時間の履修認定を受けたとみなします。

## 更新講習の受講免除

認定申請により修了確認期限を更新できる方（以下「受講免除対象者」といいます。）は、次のとおりです。

### 1 教育職員を指導する職にある方

- (1) 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭又は主幹保育教諭、指導保育教諭
- (2) 公立学校教員経験者のうち、次のいずれかの職にある方
  - ア 県市町教育委員会の教育長
  - イ 県市町教育委員会の事務局<sup>\*1</sup>に勤務し、学校教育、社会教育、人事管理若しくは研修に関する事務に従事する者のうち、教育次長、課長、課長補佐、主幹、係長若しくはこれらに相当する職又は主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、管理主事、指導主事若しくは社会教育主事の職
  - ウ 県市町教育委員会の事務部局において教育職員に対して研修を行う機関に勤務する主任指導主事、指導主事若しくはこれらを管理監督する職又は青年の家、少年自然の家等、青少年の健全な育成を目的として設置された機関の主任社会教育主事、社会教育主事若しくはこれらを管理監督する職
- (3) 上記一又は二に掲げる職にあったことがある方のうち、県市町教育委員会の要請に応じ、国若しくは県市町の首長部局の職員又は学校法人若しくは独立行政法人の役職員として勤務する方であって、更新講習を受講する必要がないものとして石川県教育委員会教育長が認める方
- (4) 石川県内に学校を設置する法人の理事のうち、教育職員を兼ねる方
- (5) 教育職員経験者で文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官等のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導・助言を行っている方

### 2 修了確認期限の前2年2月以内の期間に更新講習の講師をした方

### 3 文部科学大臣優秀教職員表彰等を受賞した方

各教科の指導法又は生徒指導その他の事項に関する功績が特に顕著である方に対する表彰であって、客観的かつ明確な基準に基づき、結果及び理由の公開を前提として行われた表彰のうち、免許管理者が指定したものを、修了確認期限までの10年の間に受賞した方は、受賞直後の1回について認定申請が可能で

\*1 県市町教育委員会の事務局 教育委員会各課と教育事務所

す。本県では、教育職員免許状の更新等に関する規則第3条第3項第1号及び教育職員免許状の更新等に関する規則の取扱要綱第3条第3項に規定する表彰を指定しています。

#### 4 修了確認期限が平成23年3月31日である方のうち、予備講習を修了した方

修了確認期限が平成23年3月31日である方で、平成20年度において予備講習を必修領域12時間と選択領域18時間の計30時間以上を履修した方は、認定申請が可能です。

また、平成20年度において予備講習を履修した方で、その時間が必修領域12時間と選択領域18時間の計30時間に満たない方は、当該不足時間に対応する更新講習を履修することにより、認定申請が可能となります。

#### 5 認定申請の留意点

- (1) 認定申請をするためには、認定申請時点において更新講習修了確認が義務付けられた方（資料1参照）であることが必要です。
- (2) 受講免除対象者は、免許管理者に対して、生年月日又は栄養教諭免許状の授与年月日に応じて割り振られた更新講習受講・申請手続期間内（資料2参照）に、認定申請をする必要があります。認定申請をせずに修了確認期限を経過した場合は、所持する免許状が失効します。
- (3) 教育職員を指導する職にあることを事由として認定申請をする場合、申請時点において、上記1の職にあることが必要です。
- (4) 受講免除対象者は、認定申請をしても最新の知識技能を十分に有していると認められない場合には、修了確認期限を更新することができません。  
最新の知識技能を十分に有していると認められない場合とは、不適切な指導があった場合の懲戒処分又は指導力不足を事由とした分限処分を修了確認期限の2年2月前から2月前の期間に受けた場合、また、受けることが予定されている場合が想定されます。
- (5) 修了確認期限を平成23年4月1日以降に延期した場合は、予備講習の受講・修了による認定申請をしても法的な効果が生じません。

## 修了確認期限の延期

免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由を有する方が、修了確認期限までに延期申請をする場合、相当の期間、修了確認期限の延期を受けることができます。

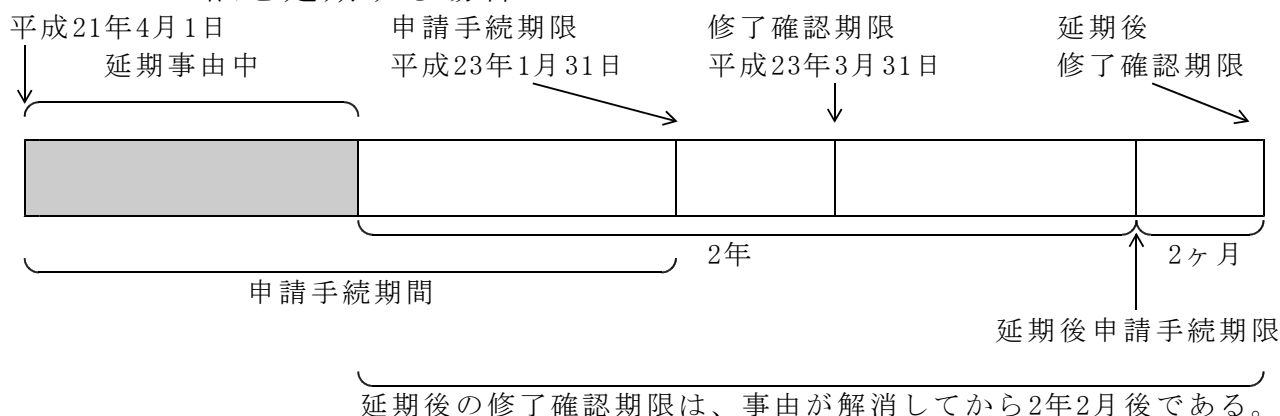
修了確認期限の延期申請期間は、法令により平成21年4月1日から修了確認期限の2月前と定められています。

### 1 延期事由について

- (1) 更新講習を受講することができない事由が生じ、その解消日から2年2月を超えない範囲で、修了確認期限を延期できる場合
- ア 心身の故障、刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
  - イ 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となり、更新講習が受講できなかったこと。
  - ウ 海外に在留する邦人のための在外教育施設、外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
  - エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
  - オ 専修免許状を取得するため、大学院の課程若しくは専攻科の課程に在学（内地留学）していること。
  - カ 指導改善研修中であること。
  - キ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。

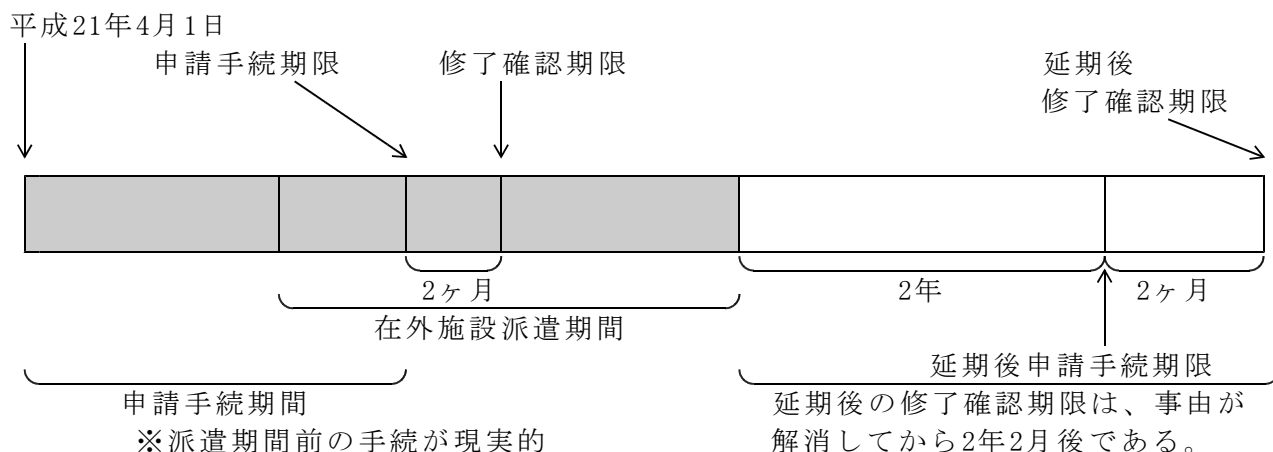
以下、1(1)に掲げる事由で延期申請をする場合の考え方を示します。

ケース1 昭和50年4月2日生まれの方がアに掲げる事由で修了確認期限を延期する場合



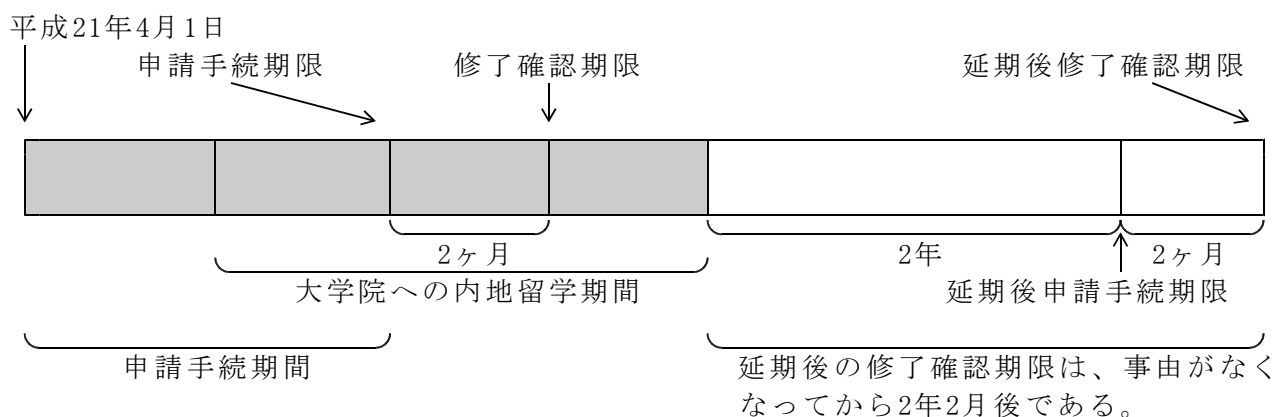
※ 更新講習の履修の効力は履修の日から起算して2年2月で消滅するため、図の  期間に講習を履修した効力は消滅する。

ケース2 外国の教育施設に派遣されるため、受講ができないことにより修了確認期限を延期する場合



※ 更新講習の履修の効力は履修の日から起算して2年2月で消滅するため、  
図の [ ] 期間に講習を履修した効力は消滅する。

ケース3 専修免許状を取得するため、大学院の課程への在学（内地留学）により、修了確認期限を延期する場合



※ 更新講習の履修の効力は履修の日から起算して2年2月で消滅するため、  
図の [ ] 期間に講習を履修した効力は消滅する。

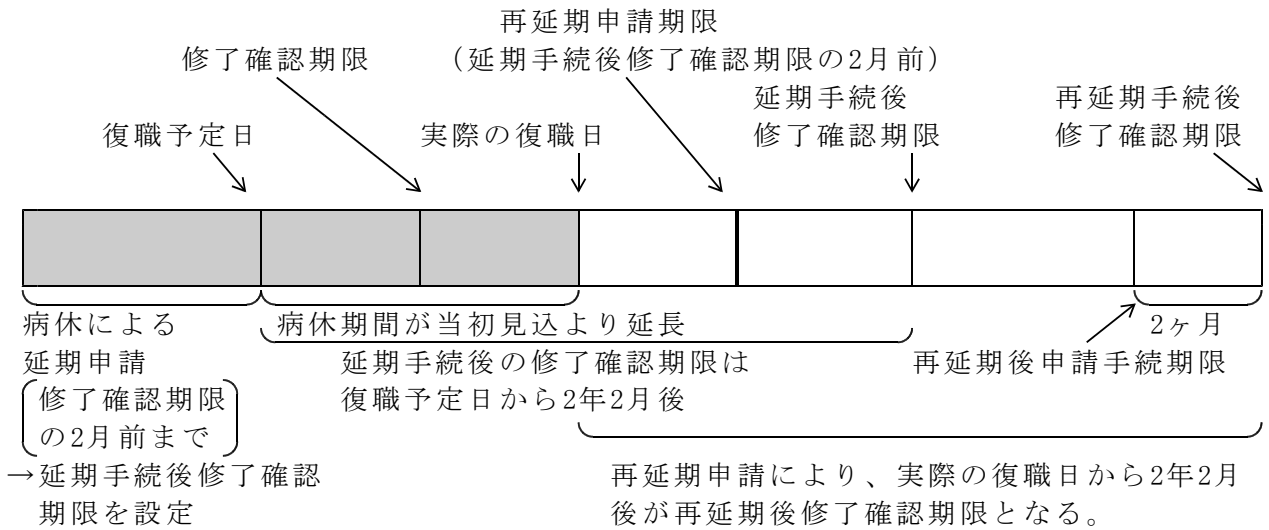
ケース4 病気休職等により延期手続をしたが、復職日が当初見込より遅くなった場合の再延期申請手続

次頁の図のように、例えば病休のため延期申請をしたところ、復職予定日が当初見込より遅くなった場合、再延期申請をすることが可能です。その際、必ずしも復職予定日が遅くなる度に再延期申請手続をせず、再延期申請ができる期間内に復職する場合は、実際に復職してから再延期申請手続をする方法が考えられます。

ただし、再延期後の修了確認期限は、再延期申請日からではなく、実際の復職日から2年2月後ですので、再延期申請手続日に関



わらず、復職日以降は更新講習を履修する必要があることに留意してください。



※ 更新講習の履修の効力は履修の日から起算して2年2月で消滅するため、  
 図の [ ] 期間に講習を履修した効力は消滅する。

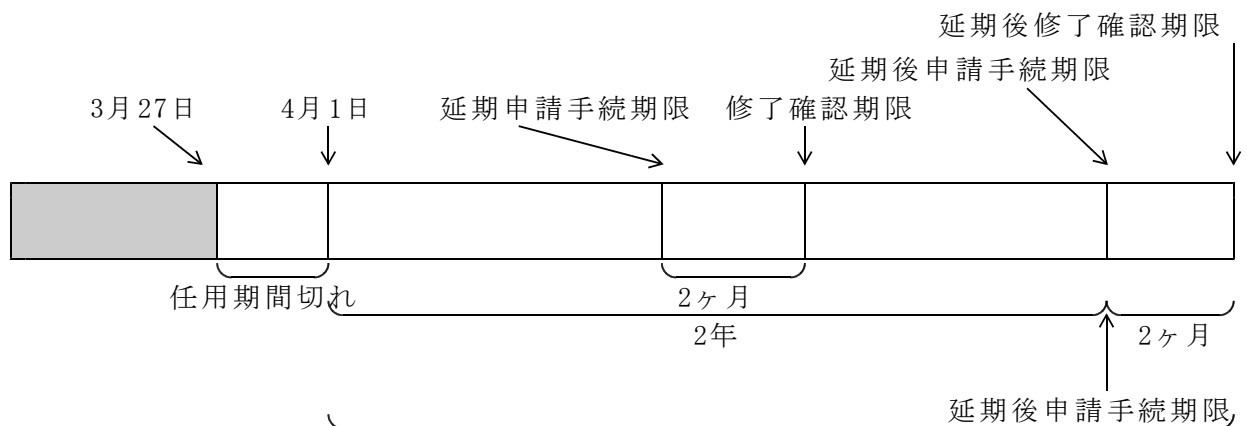
(2) その他に修了確認期限を延期することが認められる場合とその注意点等をお示しします。

ア 教育職員として任命され、又は雇用された日から修了確認期限までの期間が2年2月未満であること。

この場合、当該任用（雇用）日から起算して2年2月を超えない範囲で修了確認期限の延期が認められます。

ただし、修了確認期限前2年2月間に更新講習の受講を義務付けられている期間がある場合は、2年2月から当該期間を控除します。

例えば、3月27日まで講師として勤務していた方が、再び教育職員として4月1日から任用される場合は次の取扱となります。



教育職員となった日（4月1日）から2年2月の延期が可能。  
 ただし、修了確認期限前2年2月間に教育職員として更新講習の受講を義務付けられた期間である [ ] の期間を2年2月から控除した期間について延期を認める。

イ 普通免許状又は特別免許状の授与の日の翌日から起算して10年  
が経過していない免許状を所持していること。

この場合、申請により、当該授与の日の翌日から起算して10年  
後まで修了確認期限を延期することが認められます。

注意点

(ア) 延期するためには、普通免許状又は特別免許状の授与を受  
けることが必要です。

例えば、特別支援学校教諭免許状に領域を追加する場合は、  
授与ではないため、延期事由とはなりません。

また、学校図書館司書教諭資格は普通免許状又は特別免許  
状ではないため、取得しても延期事由とはなりません。

(イ) 修了確認期限を延期するためには、授与を受けた後、延期  
申請をする必要があります、この点、新免許状所持者が授与を受  
けたことをもって有効期間が延長される扱いとは異なります  
ので、十分に注意してください。

ウ 修了確認期限が平成23年3月31日であること。

この場合、申請により、修了確認期限を平成23年5月31日まで  
延期することが認められます。

ただし、平成22年12月31日までに更新講習の課程を修了してい  
ない方に限ります。

注意点

延期申請をした場合、修了確認期限が平成23年3月31日である  
方に該当しなくなるため、予備講習の修了を事由とした認定申請  
はできません。

## 2 延期申請の留意点

- (1) 旧免許状を所持する方のうち、更新講習修了確認が義務付けら  
れた方のみ、延期申請をすることが可能です。
- (2) 上記に示した延期期間は、延期に関する標準的な考え方を示し  
たものであり、当該期間よりも短い期間の延期を申請することも  
可能です。
- (3) 原則として、一度延期した期間を短縮することはできません。  
ただし、延期事由が当初の見込より早く解消した場合に限り、一  
度延期した期間の短縮申請が認められます。
- (4) 延期申請をする場合であっても、当該延期期間に更新講習を受  
講することは可能です。ただし、更新講習の履修の効力は履修の  
日から起算して2年2月後に消滅するため、当該履修が延期後の修  
了確認期限から遡って2年2月以内のものとなるかについて、十分  
に注意することが必要です。

## 免許状の失効

修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合は、その方が修了確認期限時点で更新講習修了確認が義務付けられた方に該当するか否かによって、免許状が失効又は効力停止状態になります。

### 1 更新講習修了確認を義務付けられた方の場合（資料1参照）

修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合は、所持する免許状は失効し、免許管理者に返納する義務が生じます。

なお、免許状が失効した場合でも、授与の基礎となった教職課程の単位は無効になりません。

更新講習を当該期間に最初に履修<sup>\*1</sup>した日から修了<sup>\*2</sup>する日までが2年2月以内であることを証する書類（履修証明書等）を添付して、都道府県教育委員会に免許状の授与を申請することにより、新免許状の授与を受けることができます。

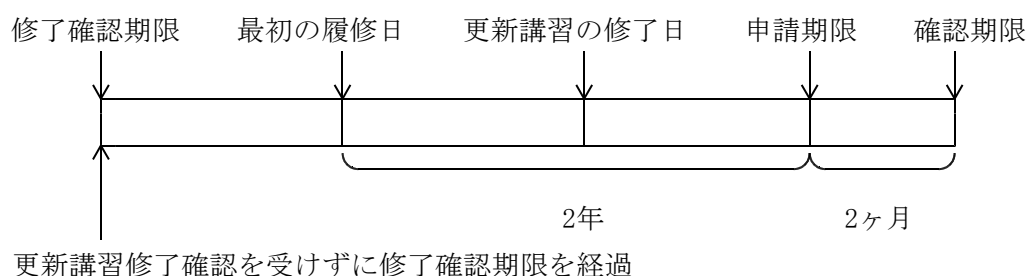
### 2 更新講習修了確認を義務付けられた方ではない場合

修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合は、所持する免許状は教育職員になることができない免許状となります。免許状の効力を回復するためには、更新講習を当該期間に最初に履修した日から修了する日までが2年2月以内であることについて、免許管理者の確認<sup>\*3</sup>（以下「2年2月以内であることの確認」といいます。）を受ける必要があります。

\*1履修 30時間以上の更新講習の一部の課程を終えた場合をいいます。

\*2修了 30時間以上の更新講習の全部の課程を終えた場合をいいます。

\*3免許管理者の確認 免許状の効力を回復するための2年2月以内であることの確認は、次のようなイメージです。



## 旧免許状と新免許状の主な相違点

### 1 有効期間について

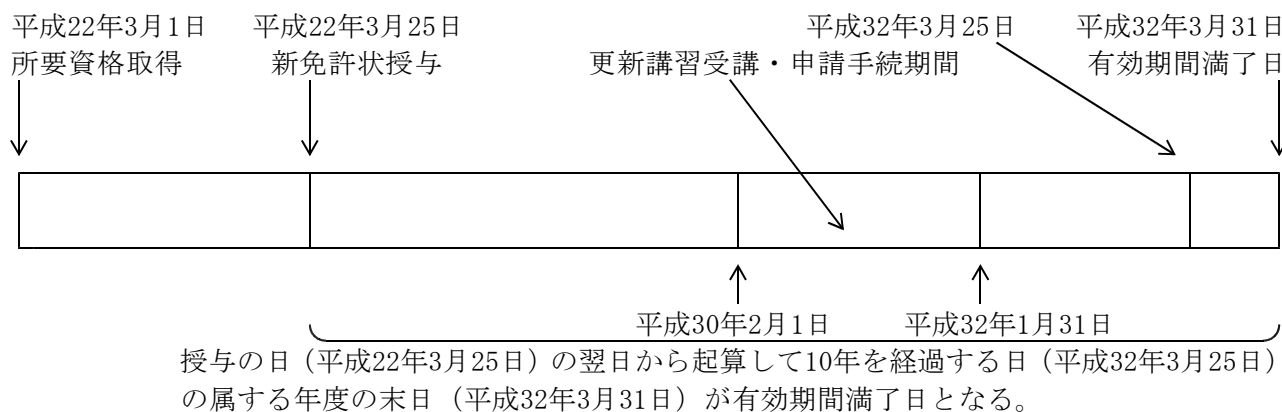
#### (1) 旧免許状

旧免許状の所持者には、生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られ、以後10年ごとに修了確認期限を更新する必要があります。

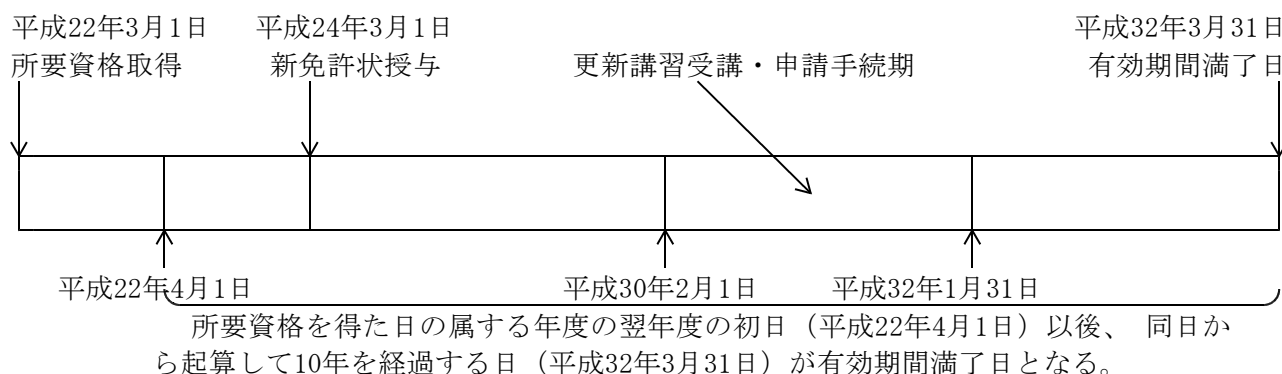
なお、所持する免許状が栄養教諭の免許状である場合、最初の修了確認期限は当該免許状を授与された日に応じて割り振られます。(資料2参照)

#### (2) 新免許状

新免許状の有効期間は、授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までであり、以後10年ごとに有効期間を更新する必要があります。(有効期間は免許状に記載してあります。)



ただし、免許状授与に係る所要資格を得た日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して10年を経過する日までの間に授与された新免許状の有効期間は、当該10年を経過する日までとされています。



## 2 免許状を複数所持する場合の更新講習の受講について

更新講習は、必修領域6時間、選択必修領域6時間及び選択領域18時間の計30時間以上の課程を修了する必要があります。旧免許状と新免許状では、選択領域について取扱が異なります。

### (1) 旧免許状

旧免許状を所持する方は、職に応じて<sup>\*1</sup> 選択領域を履修する必要があります。「教諭（特別支援学校に勤務する教諭を含む）」の職にある方は教諭を、「養護教諭」の職にある方は養護教諭を、「栄養教諭」の職にある方は栄養教諭を主な受講対象者とする選択領域を履修する必要があります。

なお、修了確認期限の更新の効力は、所持するすべての免許状に及びます。

例：小学校、中学校（国語）、養護教諭の免許状を持つ小学校教諭

→ 「教諭」を対象とした選択領域を18時間以上履修することにより、更新に必要な選択領域をすべて履修したことになります。

例：小学校、中学校（国語）、養護教諭の免許状を持つ養護教諭

→ 「養護教諭」を対象とした選択領域を18時間以上履修することにより、更新に必要な選択領域をすべて履修したことになります。

※ 更新するためには、別途必修領域及び選択必修領域を履修する必要があります。

### (2) 新免許状

新免許状を所持する方は、免許状の種類に応じて選択領域を履修する必要があります。所持する免許状の種類が「養護教諭」の場合は「養護教諭の免許状」、「栄養教諭」の場合は「栄養教諭の免許状」、それ以外の場合は「教諭の免許状」を対象とした選択領域を履修する必要があります。

例：小学校、中学校（国語）、養護教諭の免許状を所持する方の場合

→ 「教諭の免許状」を対象とした選択領域を18時間以上履修することにより、小学校、中学校（国語）の更新に必要な選択領域を履修したことになります。

養護教諭の免許状を更新するためには、別途「養護教諭の免許状」を対象とした選択領域を18時間以上履修する必要があります。

※ 更新するためには、別途必修領域及び選択必修領域を履修する必要があります。

---

\*1職に応じて 選択講習は、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」の職に区分されます。したがって、「教育委員会に勤務する職員」、「主幹教諭」、「講師」などの職にある方は厳密には職に応じた更新講習を受講することができません。この場合は、所持している免許状の種類や実際に担当している内容と関連が深い講習を履修してください。

### 新免許状の有効期間を更新するための更新講習の履修について

更新免許状の種類	必修6時間 (共通)	選択必修6時間 (共通)	選択18時間 (教諭)	選択18時間 (養護教諭)	選択18時間 (栄養教諭)
教諭 (計30時間)	履修	履修	履修		
養護教諭 (計30時間)	履修	履修		履修	
栄養教諭 (計30時間)	履修	履修			履修
教諭と養護教諭 (計48時間)	履修	履修	履修	履修	
教諭と栄養教諭 (計48時間)	履修	履修	履修		履修
養護教諭と栄養教諭 (計48時間)	履修	履修		履修	履修
教諭と養護教諭と 栄養教諭 (計66時間)	履修	履修	履修	履修	履修

### 3 有効期間の延長について

有効期間を延長する制度は、所持する免許状が旧免許状であるか新免許状であるかにより、取扱が異なる部分があります。

#### (1) 新たに免許状の授与を受けた場合の有効期間の延長

##### ア 旧免許状

平成21年4月1日から修了確認期限の2月前の期間において、修了確認期限の延期申請をすることにより、修了確認期限の延期が認められます。

##### イ 新免許状

法令上、免許状の有効期間は、所持する免許状のうち最も遅い有効期間に統一されますので、手続をすることなく有効期間を延長することができます。

- (2) 延長申請が可能な方
  - ア 旧免許状を所持する方の場合  
資料3の1(1)に該当する方
  - イ 新免許状を所持する方の場合  
資料3の1(1)～(6)のいずれかに該当する方

#### 4 失効について

有効期間を更新するための手続をせずに、有効期間を経過した場合は、所持する免許状が旧免許状であるか新免許状であるかにより、免許状の取扱が異なります。

- (1) 旧免許状の場合
  - 免許状所持者が修了確認期限時点において更新講習修了確認を義務づけられているか否かにより、取扱が異なります。
    - ア 更新講習修了確認を義務付けられた方（資料1参照）  
修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合は、所持する免許状は失効し、免許状を免許管理者に返納する義務が生じます。
    - イ 更新講習修了確認を義務付けられていない方  
修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合は、所持する免許状は効力停止状態となり、その後に免許管理者の更新講習修了確認を受けるまでは、教育職員になることができない免許状となります。
- (2) 新免許状の場合
  - 免許状の所持者に関わらず、有効期間を更新するための手続をせずに有効期間を経過した場合は免許状が失効します。  
ただし、免許状を免許管理者に返納する義務は生じません。

なお、上記4(1)アや(2)のように免許状が失効した場合でも、授与の基礎となった教職課程の単位は無効になりません。

更新講習を当該期間に最初に履修<sup>\*1</sup>した日から修了<sup>\*2</sup>する日までが2年2月以内であることを証する書類（履修証明書等）を添付して、都道府県教育委員会に免許状の授与を申請することにより、新免許状の授与を受けることができます。

\*1履修 30時間以上の更新講習の一部の課程を終えた場合をいいます。

\*2修了 30時間以上の更新講習の全部の課程を終えた場合をいいます。

## 参考資料

### 1 参考資料の構成及び説明

参考資料として、次の資料を掲載しております。

(1) 更新講習受講状況確認カード

更新講習の受講対象期間、免許状の有効期間、更新講習の受講状況等の確認に、当該カードをコピーしてご活用ください。

(2) 教員免許の更新手続に必要な書類について

免許状の更新等に関する申請様式や添付書類等を説明したものです。申請の際には、記載事項に従って申請してください。

(3) 教員免許更新制関係申請様式・手数料納入票

免許状の更新等の申請に必要な様式を掲載したものです。申請の際には、該当する様式をコピーしてご使用ください。

(4) 有効期間更新証明書の記載例

免許状の有効期間の更新等にあたっては、免許管理者は新たな免許状を交付するのではなく、更新等をしたことを証明する書類を発行します。

なお、更新等の証明書に記載する本籍地・氏名は、免許状の記載どおりとなるため、本籍地や氏名に異動があった方が、異動を反映した証明書を希望する場合は、免許状の授与を受けた都道府県で書換手続をした後、更新等の申請をする必要があります。

### 2 その他

文部科学省は、ホームページを利用して教員免許更新制に関する様々な情報を発信しております。更新講習の開設状況、修了確認期限の確認やQ&Aを閲覧することができますので、制度への理解を深めるためにご活用ください。

また、石川県教育委員会事務局教職員課は、ホームページを利用して更新等の手続に使用する様式の記載例の閲覧やダウンロード、石川県内における更新講習の開設状況の案内等をしております。



## 更新講習受講状況確認カード

教員免許学校種	教科	授与都道府県	授与年月日	有効期間 (新免許状の場合)
修了確認期限 (旧免許状の場合)	平成 年 月 日	受講・申請 手続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
(必修) 受講年月日 受講機関名 履修年月日	受講年月日：平成 年 月 日 受講機関名： 受講科目名： 履修年月日：平成 年 月 日			
(選択) 受講年月日 受講機関名 受講科目名 受講時間数 履修年月日	受講年月日：平成 年 月 日 受講機関名： 受講科目名： 受講時間数： 時間 履修年月日：平成 年 月 日			
	-----			
	受講年月日：平成 年 月 日 受講機関名： 受講科目名： 受講時間数： 時間 履修年月日：平成 年 月 日			
-----				
受講年月日：平成 年 月 日 受講機関名： 受講科目名： 受講時間数： 時間 履修年月日：平成 年 月 日				
延長申請日 延長後有効期間 延長後受講・申請 手続期間	延長申請日：平成 年 月 日 延長後有効期間：平成 年 月 日 延長後受講・申請 手続期間 } 平成 年 月 日 ~ } 平成 年 月 日			
有効期間更新日 新有効期間	有効期間更新日：平成 年 月 日 新有効期間：平成 年 月 日			

## 教員免許の更新手続きに必要な書類について

### 1 有効期間が付された免許状を所持する方の申請書類

- (1) 免許状更新講習の課程を修了した方が有効期間の更新を申請する様式  
→ 様式第1号「有効期間更新申請書」
- (2) 教員を指導する立場等の受講免除事由により有効期間の更新を申請する様式  
→ 様式第2号「有効期間更新申請書」
- (3) 免許状更新講習を受講することが困難な事由等により有効期間の延長を申請する様式  
→ 様式第3号「有効期間延長申請書」

### 2 有効期間が付されていない免許状を所持する方の申請書類

- (1) 免許状更新講習の課程を修了した方が修了確認期限の経過前に修了確認を申請する様式  
→ 様式第4号「更新講習修了確認申請書」
- (2) 当該期間に更新講習の一部の課程を最初に履修した日から全ての課程を修了した日までが2年2月以内であることについての確認を申請する様式  
(更新講習修了確認を義務付けられていない方が、免許状の効力を回復する際の様式)  
→ 様式第5号「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書」
- (3) 免許状更新講習を受講することが困難な事由等により修了確認期限の延期を申請する様式  
→ 様式第6号「修了確認期限延期申請書」
- (4) 教員を指導する立場等の事由により更新講習の受講免除認定を申請する様式  
→ 様式第7号「免許状更新講習受講免除認定申請書」

#### 添付書類一覧

(単位：円)

必要な添付書類	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
履修証明書（原本）	○			○	○		
免許状確認書類* <sup>1</sup>	○	○	○	○	○	○	○
受講免除証明書類* <sup>2</sup>		○					○
延長事由証明書類* <sup>3</sup>			○			○	
石川県収入証紙* <sup>4</sup>	3,300	3,300	2,000	3,300	3,300	2,000	3,300
返信用封筒* <sup>5</sup>	原則添付すること						
戸籍抄本* <sup>6</sup> （原本）	免許状と申請・添付書類の氏名又は本籍地が異なる方						

\*1 免許状確認書類として、所持するすべての免許状についての写し（両面コピーしたもの）若しくは授与証明書（原本）を添付。更新又は延長を受けたことがある方は、更新等の証明書の写し又は最新の有効期間若しくは修了確認期限が記載された所持するすべての免許状についての授与証明書（原本）を添付。

\*2 申請様式の証明欄に証明を受けること。別に添付する書類として、文部科学大臣優秀教員表彰又は都道府県優秀教員表彰を受賞した場合は表彰状の写し、予備講習修了の場合は予備講習修了（履修）証明書（原本）、予備講習と更新講習の履修により受講を修了した場合は、予備講習履修証明書（原本）と更新講習履修証明書（原本）。

\*3 申請様式の証明欄に証明を受けること。専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍している場合は、併せて在学証明書を添付。

\*4 申請1回につき該当する金額の石川県証紙（北國銀行で取扱）を貼付。1回の申請で免許状を複数枚更新する場合でも、手数料は1回分でよい。

\*5 切手460円分を貼付した角形2号の返信用封筒を添付。

（石川県内の公立学校又は教育委員会に勤務する方は庁内経由で送付するため不要。）

\*6 申請書類と添付書類の氏名又は本籍地が異なる場合に添付すること。

なお、更新等の証明書に記載する氏名及び本籍地は、免許状の記載どおりとなるため、氏名又は本籍地に異動があった方が、異動を反映した証明書を希望する場合は、免許状の授与を受けた都道府県で書換手続きをした後、更新等の申請をすること。

## 1 免許状更新講習の受講資格、免除、延長に関する証明者

受講対象者の区分		証明者
教育職 又は 教育に あ る者	校長（園長）、 副校長（副園長）、 教頭、主幹教諭、 指導教諭、教諭、 講師* <sup>1</sup> 、養護教諭、 養護助教諭、 栄養教諭、実習助 手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員、 養護職員	国立学校 校長の証明（校長本人の場合は法人の長）
		公立学校* <sup>2</sup> 校長の証明（校長本人の場合は学校設置 者である県又は市町の教育委員会）
		私立学校 校長の証明（校長本人の場合は法人の長）
		共同調理場に勤務 する栄養教諭又は 学校栄養職員 場長の証明（場長本人の場合は共同調理 場設置者である市又は町の教育委員会）
	教員出身者で、教育委員会又は県若し くは市町の首長部局に勤務する者	所属長の証明（所属長本人の場合は勤務 先の教育委員会又は任命権者の証明）
教育職 として 採用 がし た者 又は 進 ず る者	教育職員として採用が内定した者	任用（雇用）予定者の証明
	かつて教育職員であった者で、教育職 員を志望する者	任用（雇用）していた者* <sup>3</sup> の証明
	認定こども園、認可保育所又は幼稚園 と同一の設置者が設置する保育所に勤 務する保育士	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者 （講師リスト登載者）	任用（雇用）する可能性がある者* <sup>4</sup> の証 明

\*1 教育職員として臨時的任用講師や非常勤講師の身分を有する者を指す。（例えば市町の特別支援員など、教諭等を補助する立場にある者は含まない。）

\*2 教育職員の職にあり、兼務又は併任により学校以外の機関に勤務している者は、勤務先の所属長の証明を受けること。

\*3 県立学校に任用されていた者と市町立学校の教諭であったことがある者は教職員課、市町立学校の講師であった者は当該学校の地域を所管する教育事務所が証明事務を行う。

\*4 講師登録先が県立学校である者は教職員課、市町立学校である者は当該学校の地域を所管する教育事務所が証明事務を行う。

## 2 添付書類

免除・延長事由の証明にあたり、各申請書の所定欄に証明者の証明を受ける必要がある。また、次の場合には、証明者の証明を補完するための書類を添付する必要がある。

手続	事由	添付書類
免除	文部科学大臣優秀教職員表彰等を受賞	表彰状の写し
	予備講習の修了	予備講習修了（履修）証明書（原本）
	予備講習と免許状更新講習の履修による修了	予備講習履修証明書（原本）及び免許状更新講習履修証明書（原本）
延長（延期）	専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍	在学証明書（原本）

## 3 申請手続期間

(1) 有効期間が付された免許状を所持する方の場合

ア 様式第1号、様式第2号

→ 免許状に付された有効期間満了の日の2年2月前～2月前

イ 様式第3号

→ 延長事由が生じた日～有効期間満了の日の2月前

(2) 有効期間が付されていない免許状を所持する方の場合

ア 様式第4号、様式第7号

→ 修了確認期限の2年2月前～2月前

イ 様式第5号

→ 免許状更新講習を当該期間に最初に履修した日から2年以内

ウ 様式第6号

→ 延期事由が生じた日～修了確認期限の2月前

様式第1号(第4条第1項関係)

有効期間更新申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 ) 印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関		職名
現住所	電話	本籍地

【注意事項】

- ・申請書中、日付はすべて和暦で記入すること。
- ・出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

私は、免許状更新講習の課程を修了したので、免許状の有効期間の更新を申請します。

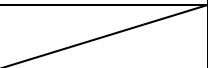
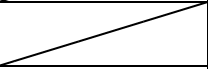
【所持する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

【注意事項】

- ・種類欄は「免許状番号中の免許種」と「教科又は特別支援教育領域」を併せて記入すること。  
例：免許状番号が「平23高1第〇〇〇号」の「国語」を有する場合 →高1（国語）  
なお、「教科又は特別支援教育領域」は中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状の場合に記入する。
- ・所持する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については「所持免許状一覧」（教職員課のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ添付すること。
- ・記載内容に漏れや誤りがあった場合は、更新されないことがある。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事 項	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
必 修 領 域		年 月 日	
選 択 必 修 領 域		年 月 日	
選 択 領 域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

【注意事項】

- ・「対象免許種」欄には、教諭の免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭の免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭の免許状に対応する講習であれば「栄」を○で囲むこと。  
なお、複数に該当する講習であればそれぞれを○で囲むこと。

様式第2号（第4条第2項関係）

有効期間更新申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 ) 印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関		職名
現住所	電話	本籍地

【注意事項】

- ・申請書中、日付はすべて和暦で記入すること。
- ・出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

私は、下記の免除事由に該当するので、免許状更新講習の受講免除による、免許状の有効期間の更新を申請します。

記

免除事由：

【注意事項】

- ・免除事由である所属と職名を記入すること。表彰受賞の場合は、表彰名と受賞年月日を記入すること。

【所持する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

【注意事項】

- ・種類欄は「免許状番号中の免許種」と「教科又は特別支援教育領域」を併せて記入すること。  
例：免許状番号が「平23高1第〇〇〇号」の「国語」を有する場合 →高1（国語）  
なお、「教科又は特別支援教育領域」は中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状の場合に記入する。
- ・所持する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については「所持免許状一覧」（教職員課のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ添付すること。
- ・記載内容に漏れや誤りがあった場合は、更新されないことがある。

-----  
〔証明者記入欄〕

年 月 日

印

【注意事項】

- ・申請要領に位置づけられた証明責任者名を記名し、公印を押印すること。

様式第3号（第5条関係）

有効期間延長申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

【注意事項】

- ・申請書中、日付はすべて和暦で記入すること。
- ・出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

私は、免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があるので、免許状の有効期間について 年 月 日までの延長を申請します。

延長事由：

【注意事項】

- ・延長後の免許状の有効期間満了日は、延長可能な期間の範囲内で、希望する日を記入すること。
- ・延長事由欄には、延長事由及び延長事由発生期間を記入すること。

【所持する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

【注意事項】

- ・種類欄は「免許状番号中の免許種」と「教科又は特別支援教育領域」を併せて記入すること。  
例：免許状番号が「平23高1第〇〇〇号」の「国語」を有する場合 → 高1（国語）  
なお、「教科又は特別支援教育領域」は中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状の場合に記入する。
- ・所持する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については「所持免許状一覧」（教職員課のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ添付すること。
- ・記載内容に漏れや誤りがあった場合は、更新されないことがある。

延長前の有効期間：

〔証明者記入欄〕

年 月 日

印

【注意事項】

- ・申請要領に位置づけられた証明責任者名を記名し、公印を押印すること。

様式第4号（附則第4条第1項関係）

更新講習修了確認申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関		職名
現住所	電話	本籍地

【注意事項】

- ・申請書中、日付はすべて和暦で記入すること。
- ・出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

私は、免許状更新講習の課程を修了したので、更新講習修了確認を受けることを申請します。

【所持する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

【注意事項】

- ・種類欄は「免許状番号中の免許種」と「教科又は特別支援教育領域」を併せて記入すること。  
例：免許状番号が「昭53高2普第〇〇〇号」の「国語」を有する場合 → 高2普（国語）  
なお、「教科又は特別支援教育領域」は中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状の場合に記入する。
- ・所持する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については「所持免許状一覧」（教職員課のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ添付すること。
- ・記載内容に漏れや誤りがあった場合は、更新されないことがある。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事 項	開 設 者	修了（履修）年月日	対象免許種
必 修 領 域		年 月 日	
選 択 必 修 領 域		年 月 日	
選 択 領 域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

【注意事項】

- ・「対象免許種」には、教諭に対応する講習であれば「教」、養護教諭に対応する講習であれば「養」、栄養教諭に対応する講習であれば「栄」を○で囲むこと。  
なお、複数に該当する講習であればそれぞれを○で囲むこと。

様式第5号（附則第4条第2項関係）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律  
（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名)	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関			
現住所	電話	本籍地	

【注意事項】

- ・申請書中、日付はすべて和暦で記入すること。
- ・出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。
- ・勤務(予定)校・機関が申請時点で未定の場合は、勤務(予定)校・機関欄への記入は不要である。

私は、免許状更新講習の課程を修了してから2年2月を経過していないことの確認を申請します。

【所持する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

【注意事項】

- ・種類欄は「免許状番号中の免許種」と「教科又は特別支援教育領域」を併せて記入すること。  
例：免許状番号が「昭53高2普第〇〇〇号」の「国語」を有する場合 → 高2普（国語）  
なお、「教科又は特別支援教育領域」は中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状の場合に記入する。
- ・所持する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については「所持免許状一覧」（教職員課のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ添付すること。
- ・記載内容に漏れや誤りがあった場合は、更新されないことがある。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事 項	開 設 者	修了（履修）年月日
必 修 領 域		年 月 日
選 択 必 修 領 域		年 月 日
選 択 領 域		年 月 日 年 月 日 年 月 日



様式第6号（附則第5条関係）

修了確認期限延期申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関		職名
現住所	電話	本籍地

【注意事項】

- ・申請書中、日付はすべて和暦で記入すること。
- ・出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

私は、修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由がありますので、修了確認期限について 年 月 日までの延期を申請します。

延期事由：

【注意事項】

- ・延期後の修了確認期限は、延期可能な期間の範囲内で、希望する日を記入すること。
- ・延期事由欄には、延期事由及び延期事由発生期間を記入すること。教員免許の授与を受けたことを事由として延期をする場合は、当該教員免許の種類と授与年月日を記入すること。

【所持する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

【注意事項】

- ・種類欄は「免許状番号中の免許種」と「教科又は特別支援教育領域」を併せて記入すること。  
例：免許状番号が「昭53高2普第〇〇〇号」の「国語」を有する場合 →高2普（国語）  
なお、「教科又は特別支援教育領域」は中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状の場合に記入する。
- ・所持する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については「所持免許状一覧」（教職員課のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ添付すること。
- ・記載内容に漏れや誤りがあった場合は、更新されないことがある。

延期前の修了確認期限： 年 月 日

〔証明者記入欄〕

年 月 日

印

【注意事項】

- ・申請要領に位置づけられた証明責任者名を記名し、公印を押印すること。

様式第7号（附則第6条関係）

免許状更新講習受講免除認定申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日 年 月 日	
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

【注意事項】

- ・申請書中、日付はすべて和暦で記入すること。
- ・出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

私は、下記の事由により、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることを申請します。

記

免除事由：

【注意事項】

- ・免除事由である所属と職名を記入すること。表彰受賞の場合は、表彰名と受賞年月日を記入すること。

【所持する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

【注意事項】

- ・種類欄は「免許状番号中の免許種」と「教科又は特別支援教育領域」を併せて記入すること。  
例：免許状番号が「昭53高2普第〇〇〇号」の「国語」を有する場合 →高2普（国語）  
なお、「教科又は特別支援教育領域」は中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状の場合に記入する。
- ・所持する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については「所持免許状一覧」（教職員課のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ添付すること。
- ・記載内容に漏れや誤りがあった場合は、更新されないことがある。

〔証明者記入欄〕

年 月 日

印

【注意事項】

- ・申請要領に位置づけられた証明責任者名を記名し、公印を押印すること。

別記様式第1号（第4条関係）

使用料（手数料）納入票																					
申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目																			
年度・会計	年度	款 8	項 2	目 10	節 1	附記 1															
		金 額			¥3,300-																
	納入理由	教員免許の有効 期間の更新等	※ 納 入	住 所																	
			氏 名																		
(証紙よりつけ欄)																					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="width: 33%; border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="width: 33%; border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> </tr> </table>																					
<p>注意 1 証紙よりつけ欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。</p> <p>2 ※印箇所は、納人が記入してください。</p> <p>3 国の収入印紙と混同しないでください。</p> <p>4 自己の印章等で書印しないでください。</p> <p>5 証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。</p>																					

別記様式第1号（第4条関係）

使用料（手数料）納入票						
申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
年度・会計	年度	款 8	項 2	目 10	節 1	附記 1
		金 額			¥2,000-	
	納入理由	教員免許の有効 期間の延長等	※ 納 入	住 所		
			氏 名			
（証紙よりつけ欄）						

注意 1 証紙よりつけ欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。

2 ※印箇所は、納人が記入してください。

3 国の収入印紙と混同しないでください。

4 自己の印章等で割印しないでください。

5 証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

(番号)

有効期間更新証明書

本籍地 石川県

氏名 石川次郎

昭和六十年七月二十六日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第一項の定めるところにより更新する。

次の有効期間の満了の日は、同条第四項の定めるところにより平成四十三年三月三十一日とする。

平成三十三年一月二十五日

石川県教育委員会 印

記

○免許状の種類 小学校教諭一種免許状

○授与年月日 平成二十三年三月二十日

○授与権者 石川県教育委員会

○免許状の番号 平二十二小一第六号

○免許状に記載する氏名 石川次郎

○免許状に記載する本籍地 石川県

○免許状の種類 中学校教諭一種免許状(国語)

○授与年月日 平成二十一年五月二十日

○授与権者 東京都教育委員会

○免許状の番号 平二十一中一第九号

○免許状に記載する氏名 石川次郎

○免許状に記載する本籍地 石川県

## 教員免許更新の手引

平成21年 4月 1日発行

平成25年10月31日改訂

平成26年 4月 1日改訂

平成28年 4月 1日改訂

石川県教育委員会事務局教職員課

〒 920-8575 石川県金沢市鞍月 1丁目 1番地

TEL 076-225-1819